

	第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の表示に関する解説	区分表示として、「要指導医薬品」「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」と記載し、以下のように枠（四角枠）で囲みます。 要指導医薬品 第1類医薬品 第2類医薬品 第3類医薬品 また、第2類医薬品のうち、特に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定した「指定第2類医薬品」については、併せて「2」の文字を四角枠又は丸枠で囲みます。 第2類医薬品 第②類医薬品 2 記載場所 医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。 また、直接の容器又は直接の被包の記載が、購入者から容易に見ることができない場合には、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。																				
3	要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の情報の提供に関する解説	要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品にあつては、それぞれ情報提供の義務及び対応する資格者に違いがあります。 <table><tr><td></td><td>要指導医薬品</td><td>第1類医薬品</td><td>第2類医薬品</td><td>第3類医薬品</td></tr><tr><td>情報提供の方法等</td><td>対面・書面 (義務)</td><td>対面・書面 (義務)</td><td>対面・口頭 (努力)</td><td>規定なし</td></tr><tr><td>相談応需の方法等</td><td>対面・電話 (義務)</td><td>対面・電話・ネット・文書 (義務)</td><td>対面・電話・ネット・文書 (義務)</td><td>対面・電話・ネット・文書 (義務)</td></tr><tr><td>対応者</td><td>薬剤師</td><td>薬剤師</td><td>薬剤師 ※登録販売者</td><td>薬剤師 ※登録販売者</td></tr></table> ※登録販売者：資質確認のための都道府県試験に合格し、登録を受けた専門家です。		要指導医薬品	第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品	情報提供の方法等	対面・書面 (義務)	対面・書面 (義務)	対面・口頭 (努力)	規定なし	相談応需の方法等	対面・電話 (義務)	対面・電話・ネット・文書 (義務)	対面・電話・ネット・文書 (義務)	対面・電話・ネット・文書 (義務)	対応者	薬剤師	薬剤師	薬剤師 ※登録販売者	薬剤師 ※登録販売者
	要指導医薬品	第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品																		
情報提供の方法等	対面・書面 (義務)	対面・書面 (義務)	対面・口頭 (努力)	規定なし																		
相談応需の方法等	対面・電話 (義務)	対面・電話・ネット・文書 (義務)	対面・電話・ネット・文書 (義務)	対面・電話・ネット・文書 (義務)																		
対応者	薬剤師	薬剤師	薬剤師 ※登録販売者	薬剤師 ※登録販売者																		
4	要指導医薬品の陳列に関する解説	要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画内に陳列しています。 ただし、かぎをかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りではありません。																				
5	指定第2類医薬品の陳列等に関する解説	指定第2類医薬品は、購入者に対して情報を提供するための設備から7メートル以内の範囲に陳列しています。 ただし、かぎをかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りではありません。																				